

令和7年7月吉日

関係団体の皆さま

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課環境改善・ばく露対策室
環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室

工作物石綿事前調査者制度及び事前調査結果報告制度の周知に関する ポスター・リーフレットの送付について

日頃より建築物等の解体等における石綿のばく露防止及び飛散漏えい防止対策の推進に御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

石綿のばく露等の防止については、関係法令に基づき、建築物又は工作物等の解体又は改修の作業を行うときは、あらかじめ石綿の使用の有無を調査（以下「事前調査」という。）することが事業者には義務付けられています。

こうした中、石綿障害予防規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第2号）、大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（令和5年環境省令第10号）等の施行により、一部の工作物について、令和8年1月1日以降着工の工事から、工作物石綿事前調査者等に事前調査を行わせることが事業者には義務付けられます。

また、一定規模以上の建築物及び特定工作物の工事については、関係法令に基づき、労働基準監督署及び都道府県等に事前調査結果を報告することが事業者には義務付けられております。

今般、厚生労働省委託事業「令和7年度 改正石綿障害予防規則の周知広報事業」において、これらの制度を関係団体及び事業者の皆様に変更して周知するため、ポスター・リーフレットを作成しました。

貴団体におかれましては、同封のポスター・リーフレットの掲示・配布やweb掲載等により、会員事業者等への制度周知にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※このポスター・リーフレットは、「石綿総合情報ポータルサイト」の「リンク・資料」のページ（<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/material/#leaflet>）にも掲載しております。

※工作物石綿事前調査者制度は、「石綿総合情報ポータルサイト」の「工作物石綿事前調査者」のページ（<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/investigator-structures/>）を、事前調査結果報告制度は、「石綿総合情報ポータルサイト」の「石綿事前調査結果報告システム」のページ（<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system/>）を、それぞれご参照ください。

（配送元）

「令和7年度 改正石綿障害予防規則の周知
啓発事業」受託先事務局

株式会社ユニバース 担当：原・松下

TEL:03-6809-2581

一部の工作物の
解体・改修・メンテナンス等の工事にあたっては

ボイラー も
(簡易ボイラー含む)

送配電用ケーブル も

焼却設備 も

工業炉 も

発電設備 も
(非常用発電設備含む)

変圧器・キュービクル も

貯蔵設備 も

配管設備 も
(高圧配管・下水管含む)

反応槽 も
(オートクレープ含む)

対象工作物の詳細は裏面をご確認ください。

義務化スタート!!

2026年1月1日以降着工の工事から有資格者による調査

綿石工作物 事前調査者 による事前調査が必要です!

調査者の資格を取得するためには、
労働局登録講習機関の講習を修了する必要があります。

工作物 事前調査 講習 検索



<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/#c03>

無資格者による石綿事前調査は法令違反になります

区分	対象工作物	事前調査の資格
特定工作物 (厚生労働大臣及び環境大臣が定める工作物)	① 反応槽 ② 加熱炉 ③ ボイラー及び圧力容器 ④ 焼却設備 ⑤ 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。） ⑥ 配電設備 ⑦ 変電設備 ⑧ 送電設備（ケーブルを含む。） ⑨ 配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。） ⑩ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）	工作物石綿事前調査者のみ!!
	⑪ 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。） ⑫ トンネルの天井板 ⑬ プラットホームの上家 ⑭ 遮音壁 ⑮ 軽量盛土保護パネル ⑯ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ⑰ 観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）	下記のいずれか ・ 工作物石綿事前調査者 ・ 一般建築物石綿含有建材調査者 ・ 特定建築物石綿含有建材調査者 ・ 2023年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
特定工作物以外の工作物	上記（①～⑰）以外の工作物 （※）塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。	

原則、すべての建築物・工作物・鋼製の船舶の解体・改修工事において、石綿の使用の有無を調査（事前調査）しなければなりません。

対象範囲についての詳しい資料はこちらです。必ずご確認ください。→

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/investigator-structures/>



建築物 工作物 船舶 の解体・改修工事の着工前に 労基署及び自治体への石綿事前調査結果の報告はお済みですか？

一定規模以上の解体・改修工事については、
着工前に事前調査結果の報告を行うことが義務付けられています。

Point 1 石綿が無い場合でも、「石綿無し」を報告することが必要！

Point 2 石綿の使用が禁止された2006年9月以降の建築物等※であつても、事前調査結果の報告が必要！

※書面調査により2006年9月1日以降の着工であることを確認する

Point 3 報告対象外の小規模な工事でも原則事前調査の実施は必要！

事前調査対象の解体・改修工事

原則、すべての解体・改修工事が事前調査の対象！

報告対象の工事

工事対象	工事の種類	対象となる工事
建築物※1	解体	解体部分の床面積の合計が80㎡以上の工事
	改修	請負金額100万円以上の工事（税込）
特定工作物※1	解体・改修	請負金額100万円以上の工事（税込）
船舶（鋼製のものに限り）※2	解体・改修	総トン数が20トン以上の工事

※1 建築物と工作物が混在する場合は建築物及び工作物の両方を含めた工事全体の請負金額100万円以上（税込）であれば報告対象

※2 船舶に関する工事については、地方公共団体への報告は不要で、労働基準監督署のみに報告を行えば足ります。

事前調査結果の報告は
石綿事前調査結果報告システムから
実施していただけます



<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system/>

石綿調査 報告

検索